

議案第19号

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市公共下水道使用料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和4年2月16日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

宇治市公共下水道使用料条例（昭和61年宇治市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分中

「 を

			1,000立方メートルを超える分	292
低所得者用	10立方メートルまでの分	671	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	73
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	85
			30立方メートルを超える分	109

」

「 に

			1,000立方メートルを超える分	292
--	--	--	------------------	-----

」

改める。

別表の備考第1項中「低所得者用、一時使用用」を「一時使用用」に改め、「、「低所得者用」とは生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び世帯の所得金額が別に定める基準額を下回っている低所得の世帯が使用する場合をいい」及び「宇治市公共下水道使用料条例」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内にお

いて規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市公共下水道使用料条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から同日の属する月の翌月の末日までに使用料の支払を受ける権利が確定される使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

低所得者用の用途を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。